

広島県告示第三百四十三号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山

名 称	医療法人社団みのり会北川病院
所 在 地	府中市元町四三番地の一